

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター役員報酬等規程

令和 年 10 月 1 日
規 程 第 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 理事長及び副理事長の報酬は、基本給及び通勤手当とし、理事及び監事については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター非常勤職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねる場合は、それぞれの規程に基づく給与によるものとし、この規程による報酬は併給しない。

(報酬の支給日)

第 3 条 報酬の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

(基本給)

第 4 条 役員の基本給及び非常勤役員手当は、次の各号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を上限として泉佐野市長と協議の上、理事長が定める額を支給する。

(1) 基本給

区 分	金額（月額）
理事長	493,200円
副理事長	452,100円

(2) 非常勤役員手当

区 分	金額（月額）
理事	30,000円
監事	50,000円

2 理事又は監事が月の 1 日から末日までの期間に理事会に出席しなかった又は業務に従事しなかった場合の当該月の非常勤役員手当については、前項の規定にかかわらず、支給しない。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(日割計算)

- 第6条 新たに理事長又は副理事長となった者には、その日から基本給を支給する。
- 2 理事長又は副理事長が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。
 - 3 理事長又は副理事長が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
 - 4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第7条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

- 第9条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(その他)

第10条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。